



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 26 日 (金)  
号外第 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 議会告示	鳥取県議会議事事務局処務規程の一部改正 (2) (総務課) . . . . . 2
	鳥取県議会議事事務局組織規程の一部改正 (3) (〃) . . . . . 3
	鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正 (4) (〃) . . . . . 5

# 議 会 告 示

## 鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>（代決） 第5条 正当決裁者が不在のときは、局務に限り、次の表に示す順位により、その事務を代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">代決の順位</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">第1順位者</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">第2順位者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正当決裁者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">課長があらかじめ定める上席の職員</td> <td></td> </tr> </table>	代決の順位	第1順位者	第2順位者	正当決裁者			略			課長	室長			課長があらかじめ定める上席の職員		<p>（代決） 第5条 正当決裁者が不在のときは、局務に限り、次の表に示す順位により、その事務を代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">代決の順位</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">第1順位者</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">第2順位者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正当決裁者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">課長があらかじめ定める上席の職員</td> <td></td> </tr> </table>	代決の順位	第1順位者	第2順位者	正当決裁者			略			課長	課長があらかじめ定める上席の職員	
代決の順位	第1順位者	第2順位者																										
正当決裁者																												
略																												
課長	室長																											
	課長があらかじめ定める上席の職員																											
代決の順位	第1順位者	第2順位者																										
正当決裁者																												
略																												
課長	課長があらかじめ定める上席の職員																											

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第2条 事務局に、総務課、議事調査課及び図書室を置き、<u>議事調査課に内部組織として法務政策室を置く。</u></p> <p>（各課及び図書室の分掌事務）</p> <p>第3条 各課及び<u>図書室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p><u>(1) 代表者会議に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>議事調査課及び図書室に属しない事務に関すること。</u></p> <p>議事調査課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>正副委員長会議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>議会改革推進会議に関すること。</u></p> <p>(7) <u>世話人会に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 事務局に、総務課、議事調査課及び図書室を置く。</p> <p>（各課及び室の分掌事務）</p> <p>第3条 各課及び<u>室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>議会の情報公開に関すること。</u></p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15) <u>諸規程の制定又は改廃に関すること。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) <u>他の課及び室に属しない事務に関すること。</u></p> <p>議事調査課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

<p>(11) 略                  (12) 略                  (13) 略                  (14) 略                  (15) 略                  (16) 略                  (17) <u>全国議長会及びブロック議長会に関するこ                  と。</u>                  (18) 略                  (19) 略                  (20) 略                  (21) 略                  (22) <u>議会の情報公開に関すること。</u>                  (23) <u>諸規程の制定又は改廃に関すること。</u>                  (24) 略                  図書室                  (1)～(3) 略</p> <p>(職制)                  第5条 <u>事務局、各課及び図書室並びに法務政策室</u>                  に、それぞれの長を置く。                  2 略                  3 <u>各課及び図書室に、必要に応じ次に掲げる職を置                  くことができる。</u>                  課長補佐、主幹、副主幹、主事、衛視、自動車整                  備士、運転士及び現業主事</p> <p>(職務)                  第6条 略                  2 略                  3 <u>課又は図書室の長は、上司の命を受け、課務又は</u>  <u>室務をつかさどる。</u>                  4 略                  5 <u>課の内部組織である室の長は、上司の命を受け、</u>  <u>その内部組織に属する事務を処理する。</u>                  6～8 略</p>	<p>(8) 略                  (9) 略                  (10) 略                  (11) 略                  (12) 略                  (13) 略                    (14) 略                  (15) 略                  (16) 略                  (17) 略                    (18) 略                  図書室                  (1)～(3) 略</p> <p>(職制)                  第5条 事務局、課及び室に、それぞれの長を置く。                  2 略                  3 <u>課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くこと                  ができる。</u>                  課長補佐、主幹、副主幹、主事、衛視、自動車整                  備士、運転士及び現業主事</p> <p>(職務)                  第6条 略                  2 略                  3 <u>課長は、上司の命を受け、課務をつかさどる。</u>                  4 略                  5 <u>室長は、上司の命を受け、室務を処理する。</u>                  6～8 略</p>
--	---

附 則

この告示は、平成22年 4月 1日から施行する。

## 鳥取県議会告示第4号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月26日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
（収支報告書の閲覧） 第3条 略 2～6 略 7 前項第1号の申込書は、 <u>鳥取県総務部県民課</u> 、東 部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部 総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野 総合事務所県民局を経由して提出することができ る。 8 略	（収支報告書の閲覧） 第3条 略 2～6 略 7 前項第1号の申込書は、 <u>鳥取県総務部県民室</u> 、東 部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部 総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野 総合事務所県民局を経由して提出することができ る。 8 略

## 附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。